

保険1（生命保険）問題

問題1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕 (50点)

- (1) 医療保険の入院給付および継続関数 (Continuance Function) を以下のように与えるとき、入院給付が発生した場合の平均給付日数は次の①～⑩のうちのどれに最も近いかな。

入院給付：10日以上入院継続者に対し、入院初日から退院するまでの期間、日額1を支払う。ただし、給付日数は50日を限度とする。

継続関数： $f(t) = \max(1 - 0.02t, 0.8 - 0.01t)$ t は日数

- ① 22日 ② 24日 ③ 26日 ④ 28日 ⑤ 30日
⑥ 32日 ⑦ 34日 ⑧ 36日 ⑨ 38日 ⑩ 40日

- (2) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

米国の長期医療介護保障 (Long Term Care) における要介護状態の判定は、

① (認知障害の認定) あるいは②方式が一般的である。

②とは③の略称であり、通常の生活を営む上で不可欠と思われるいくつかの項目 (入浴、着衣、摂食、用便、移動等) を予めリストアップしておき、被保険者が④なしには行えない動作とリストを比較し、合致する項目の⑤により支払い事由の有無を判定する。

- (3) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

一般に、我が国の団体生命保険の死差配当は、①方式の考え方による配当精算方式をとっているが、不足額の②は行われていない。具体的には、次の算式により計算される。

$$\text{配当金} = (P - S) \times r(n)$$

ここで P は③、 S は④、 $r(n)$ は配当係数で経験による⑤および危険準備金積立を満たすように被保険者数の大きさにより定められる。

- (4) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

再保険の有する機能の中で、最も重要なものは①機能である。危険の種類を分類すると以下ようになる。

②危険 …ア. 保険金額が高額による危険

イ. 被保険者の欠陥度合いが高度による危険

③危険 …ア. 地震、飛行機事故など、支払い保険金が④する危険

イ. 一定期間の⑤が変動する危険

(5) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

生保標準生命表 1996（死亡保険用）の作成概要は以下のとおりである。

基礎データの収集 → ①の決定 → ② → 標準生命表

①の決定においては、標準生命表に求められる、死亡率の安定性・安全性の確保および経験死亡率の③の実態を勘案し、④および⑤を決定した。

(6) 次の①～⑤を適当な語句、数値または算式で埋めよ。

p をある商品の保険料率、 $f(p)$ を保険料率 p に対する新契約高とし、新契約に係る収入保険料が $p \times f(p)$ により表されるものとする。このとき、価格弾力性 $E(p)$ は保険料率の変動率に対する新契約高の変動率として、次のように表される。

$$E(p) = \text{①}$$

また、保険料率の変動による新契約に係る収入保険料の変動率は、価格弾力性 $E(p)$ を用いて、次のように表される。

$$d\{p \times f(p)\} / dp = \text{②}$$

この式から、 $E(p) > \text{③}$ となる場合には、④の引き下げにより、新契約に係る収入保険料は⑤することが分かる。

(7) 次の①～⑤を適当な語句で埋めよ。

優良体適格かどうかは複数のリスク・ファクターの結果から総合的に判定するが、判定方法には①と②がある。

①は、各リスク・ファクターに境界値を設定し、すべてのリスク・ファクターが境界内にある場合に優良体適格とする方法である。現在では、さらに年齢・性別に各リスク・ファクターの境界値を設定する③法が一般的となっている。

また、②は、死亡率の指標として各リスク・ファクターに相対的重要度を示す④を設定し、④の合計が⑤以下の場合に優良体と判定する方法である。

(8) 次の①～⑤について、正しいものには○、誤りのあるものには×をつけよ。

- ① 団体定期保険において、従業員が負担した保険料は、その保険金受取人が本人または配偶者、親族である場合に限り生命保険料控除の対象となる。
- ② 団体信用生命保険において、債権者たる企業が払い込む保険料は、企業経理上、損金に算入され、受け取った保険金は益金に算入される。
- ③ 適格退職年金において、年金支払いのための積立金は、厚生年金基金へ移行する場合およびシェア変更があった場合を除き、事業主に返還してはならない。
- ④ 厚生年金基金保険において、被保険者の死亡により遺族が取得する一時金給付には、所得税も相続税も課税されない。
- ⑤ 財形給付金保険において5年ごとの満期給付は、所得税法上の一時所得として課税される。

- (9) 米国におけるユニバーサル保険の特徴について、簡潔に説明せよ。
- (10) プロフィット・マージンの計算において現在価値を求める際、資産運用利回りを上回る率である危険割引率で割り引く場合があるが、そのことの意味を2つ簡潔に説明せよ。

問題2. 次の(1)から(3)のうち2問を選択し解答せよ。 (50点)

- (1) 保険料計算基礎率としての予定利率の設定について、以下の問いに答えよ。
- ① 予定利率設定の際に留意すべき一般的な事項をあげ、簡潔に説明せよ。
 - ② 標準責任準備金対象契約において、標準利率と異なる予定利率を使用する際に留意すべき事項について、所見を述べよ。
- (2) 解約返戻金について、以下の問いに答えよ。
- ① いわゆる「解約控除」を行っている主な理由を4つあげ、説明せよ。
 - ② アセット・シェアにより解約返戻金の検証を行う場合の内容を説明し、留意すべき事項について、配当との関係も含め所見を述べよ。
- (3) 商品毎収益検証について、以下の問いに答えよ。
- ① 商品毎収益検証の目的および分析手法を簡潔に説明せよ。
 - ② 死亡率のシナリオを設定する際に留意すべき事項について、所見を述べよ。

以上

保険 1 (生命保険) 解答例

問題 1

(1) ⑧

$$\text{平均給付日数} = \frac{1}{f(10)} \cdot \left(\int_0^{10} f(10) dt + \int_{10}^{50} f(t) dt \right) = 35.625$$

- (2) ①…医師の診断 ②…ADL
 ③…日常生活動作 (Activities of Daily Living)
 ④…第三者の補助 ⑤…個数
- (3) ①…ストップロス・プーリング (損失限度)
 ②…キャリア・フォワード
 ③…純保険料
 ④…発生 (支払) 保険金
 ⑤…保険金プール費用
- (4) ①…危険分散 ②…個別 ③…集団
 ④…集積 ⑤…死亡率
- (5) ①…粗死亡率 ②…補整 ③…選択効果
 ④…観察年度 ⑤…截断年数 (④と⑤は逆順可)
- (6) ①… $-\frac{df(p)}{f(p)} \bigg/ \frac{dp}{p}$ ②… $(1 - E(p)) \cdot f(p)$
 ③…1 ④…保険料率 ⑤…増加
- (7) ①…オール・オア・ナッシング法
 ②…ポイント・システム
 ③…修正オール・オア・ナッシング
 ④…ポイント ⑤…一定数
- (8) ①…○ ②…× ③…× ④…○ ⑤…×

(9) 米国におけるユニバーサル保険の特徴としては次の3つをあげることができる。

①保険料自在性

保険料の払込について、時期と金額が契約者の自由であること

②投資志向性

キャッシュ・バリューに市中金利並みの金利を付与し、他の金融機関と対抗可能なこと

③分離性（アンバンドリング）

死亡保障と貯蓄が分離（アンバンドル）されており、保険契約者にとって透明であること

(10) 危険割引率で割り引く意味としては次の2つがあげられる。

① 将来の予測値には不確実性が大きいので、その分を過小評価する意味。

② 保険会社への投資家（株式会社の場合は株主、相互会社の場合は既存の契約者）が期待する、一般の金融商品以上の収益率という意味。この危険割引率で計算した税引後利益の現在価値がゼロ以上となれば、投資に値する会社であると判断される。

問題2. (1)

① 保険料計算に用いる予定利率の決定については、自社の運用利回りとその直前の期間における短期的トレンド、また、新規投資の運用利回りなどをもとに、自社の将来の運用方針変更の有無と短期的な将来の利回り予測などに基づき決定するのが基本的な考え方とされている。また、「保証利率」としての性格から、（特に長期のものについては将来予測が困難であることから、）保守的なものを採用するのが普通であるとされてきた。

しかし、近年における低金利の長期化とそれに伴ういわゆる「逆ざや」の現状などから、上に述べた考え方を基本としつつも、従来以上に商品特性や運用方針、配当政策などと一体化した予定利率の設定を行なう必要が生じている。また、標準責任準備金の積立利率である標準利率との関係についても考慮する必要がある。

具体的には、主に以下のような留意点を考慮し、適切な安全性を確保して予定利率を設定する必要があると考えられる。

ア. キャッシュフローの特性と運用方針

- ・保険料の払込方法、保険期間および給付等のキャッシュ・フロー特性およびキャッシュ・フローの金利感応度
- ・上記のキャッシュフロー特性に基づく当該資産の運用方針、その前提に基づく運用収益率、偏差および価格変動準備金等の必要内部留保の水準
- ・キャッシュフロー・マッチング等のALM手法により資産運用を行なう商品の場合は、より具体的に、当該資産ポートフォリオの期待収益率、市中金利や株価などの変動に対するリスク許容度、MVA等の方式により解約時のキャッシュ化に伴う費用を担保できるか否か、等。
- ・死差益、費差益等の運用関係以外の損益によりどの程度金利リスクをカバーできる商品であるか、またその発生のタイミング
- ・払済保険への変更等の契約者に与えられたオプションとその特性

イ. 予定利率の設定方式と配当政策

- ・予定利率変動型、ビルトイン方式等の予定利率の設定方式の違い
- ・約款上の基礎率変更権の有無（実際に変更が行える条件および変更が会社等に与える影響割合についても考慮する必要がある）
- ・高料高配商品か低料低配商品か
- ・配当方針の違い（有配当、準有配、無配当；安定配当か実績還元型か）

ウ. 責任準備金の積立水準（詳細は②で述べる）

- ・標準責任準備金の計算基礎率である標準利率との関係
- ・健全性確保のために十分な責任準備金の積立を行なうことができるか

② 以下の解答例は、標準責任準備金の対象商品について標準責任準備金の積立を行っていることを前提とする場合の解答例である。

ア. 標準責任準備金

- ・標準責任準備金は、標準的な基礎率、方式に基づいて責任準備金の積立を行うことにより、一定水準の将来の保険金支払能力を確保する制度である。
- ・標準責任準備金の計算基礎となる標準死亡率、標準利率は生命保険会社の標準的な実績あるいは長期国債の利回り実績等を基準にして定められており、商品毎の特性や会社ごとの実態に合わせて設定されたものでは

ない。したがって、保険料の計算基礎率としての予定利率とは性格が異なっているものである。

- ・保険料の計算に用いる予定利率が標準利率と異なる場合には以下の点に留意する必要がある。

イ. 「予定利率<標準利率」の場合

- ・この場合には、一般に保険料計算基礎率による純保険料式責任準備金が標準責任準備金を上回るため、保険料計算基礎率による責任準備金を標準責任準備金とすることから問題が生じない。
- ・なお、「予定死亡率<標準死亡率」となっている場合等では、契約者価格との大小比較が必要となる場合があり、その際には実務的に責任準備金計算をどのように行うかを検討しておく必要がある。

ウ. 「予定利率>標準利率」の場合

a) 標準責任準備金積増負担

一般に、「保険料基礎率による責任準備金<標準責任準備金」となることから、標準責任準備金積増負担（〔標準責任準備金－保険料基礎率による責任準備金〕の積増負担）が生じる。

この積増負担については、一般に以下のような性質がある。

- ・平準払の契約では保険期間の前半において序々に積増し、後半において取崩していく。一方、一時払の契約では契約時に一時に大きな積増負担が生じ、その後は積増額を取崩していく。
- ・保険期間が長期であるほど積増負担が大きい。
- ・積増負担は、保険料に占める蓄積保険料の割合が高い生存性商品では大きい、定期保険などの保障性商品では小さい。

b) 将来の収支への影響

上で述べたように、保険料と対応しない積増負担が発生することから、この積増負担をその保険群団で賄えない場合は、他の保険群団の剰余または会社勘定（内部留保）で立て替えることになる。標準責任準備金を積み立てるために恒常的に立替えが必要な状況は、好ましくないため、事前に将来の収支への影響を分析し、財源負担の程度を検証する必要がある。

具体的には、まず、単年度契約について将来の収支状況を分析し、その商品の収益の発生パターンがどのように影響を受けるか、損益分岐点が何

年程度であるかを把握し、その商品群団からどの程度の年数で収益をもたらすこととなるかを把握する。その上で、累積ベースではその保険群団が収支および責任準備金積立を賄うことができるセルフサポートの状態になるまでにどの程度の期間を要し、それまでの間の会社全体の剰余金の水準と累積損失との水準とを比較して、許容できる範囲にあるかを確認しておくことが必要である。

なお、これらの分析を行う際には、運用収益（金利）や継続率の前提等について単一の前提で行うのでは充分ではなく、特に、将来の金利については充分なシナリオを設定して分析する必要がある。これらの感応度分析の結果、ある程度の水準の悲観的なシナリオにおいても充分な許容度を確保しておくことが必要である。

c) 配当との関係

有配当の場合には、収益または剰余の発生のタイミングが遅れることから、配当政策についても考慮する必要があると考えられる。例えば、標準利率が2%の時に保険期間が5年の伝統的な一時払養老保険を予定利率2.5%として発売したとする。死亡率と事業費率が保険料基礎率と同一であり、初年度の実際の運用利回りが4%となったとする。1.5%の運用益が生じているが0.5%×5年分の標準責任準備金の積立負担が生じており会計上は損失が発生していることとなる。

このような契約を有配当で発売する際には、保険期間の後半に配当還元を大きくするような還元方式を採用することも考えられる。

また、他契約の配当財源への影響が大きい場合には、区分経理を行い、当該群団の収支管理を行うことも考えられる。

【解答の作成にあたって】

- ・①については、従来の基本的な考え方のみではなく、様々な観点から予定利率を考えるねらいの出題である。解答例以外にも、考えるべき点が多々あると思われる。
- ・②で標準責任準備金を前提としない場合は、責任準備金の積立の合理性・妥当性について、将来収支分析などを用いて検証を行うという筋立てになろう。

問題2.(2)

- ① 解約控除の理由について、テキストでは、新契約費の回収、逆選択の防止、投資上の不利益、及びペナルティーの4項目を挙げている。

ア. 新契約費の回収

新契約時にかかる生命保険の募集・締結のための経費は、営業保険料の中に予定新契約費として組み込んでいる。平準純保険料式数理的準備金は、純保険料を保険期間に渡り毎年均等額ずつ計上し、予定事業費（予定新契約費部分）もその残額として、毎年均等額ずつ計上する方式である。保険契約が解約されれば、新契約費（事業費）は既に支出している一方で、その財源である予定新契約費（保険料）の収入が完結していないことになるため、未回収部分（の一部）を解約返戻金の算式に反映するものである。

イ. 逆選択防止

生命保険では、解約する者は平均的には健康体であることが想定され、残された保険群団の死亡率が高まることになるため、残された保険群団の収支悪化を補うものである。

ウ. 投資上の不利益

解約返戻金の支払いのために、資産を換金化したり、事前に流動性を高めておくことにより、資産運用利回りが低下する可能性がある。

エ. ペナルティー

解約に伴う上記の様々な不利益へのペナルティーという意味合いである。

- ② 「解約返戻金」は、解約返戻金単独で価格やあるべき姿が決まるのではなく、保険料・責任準備金・配当等の価格、事業費体系、資産運用方針及び商品性等との相互関係のもとで決まるものである。これら解約返戻金に関係するさまざまな要素について、金額の影響等を検証するため、アセット・シェアを用いることが多い。検証する内容としては、以下のものが挙げられる。

ア. 新契約時に約定する解約返戻金水準

将来法アセット・シェアにより、新契約時に約定する解約返戻金水準について以下の視点から検証を行う必要がある。

a) 健全性

解約返戻金水準が高すぎるにより、残存保険群団にかかる責任準備金（およびソルベンシー・マージン）の積立財源に不足が生じれば、会社の健全性が脅かされることとなる。

b) 公平性

解約返戻金水準が低すぎるにより、中途解約者に対して不当に不利益を与えている場合について、特に相互会社では「退社員の権利分の返還」としての性格面から、その充足性について問われることとなる。

また、中途解約した契約にかかる新契約費の未回収部分の負担を、保険を継続した者に負わせることについても、公平性の観点からの課題となるため、初期解約損が発生する場合は、アセット・シェアによる検証結果を踏まえながら、群団内でセルフ・サポートするための方策について支出形態および管理会計の面から事前に検討しておく必要がある。

イ. 消滅時配当

特に相互会社では、解約＝退社時に、解約返戻金を超える「社員の権利に属する金額」は、通常配当または消滅時特別配当により還元される必要があるため、過去法アセット・シェアにより社員の貢献金額を算出し、翌年度支払われる通常配当と消滅時配当の合計額が原則としてネット・アセット・シェアを超えない範囲で、合理的な金額であるか（実務基準）といった観点からの検証を行う。

この場合の論点は、最終的に社員が貢献した金額の全額の返還をすべきか、それとも、その一部は退社時においても保険会社に留保されるべきか、という点にある。前者は「リボルディング・ファンド・モデル」、後者は「エンティティ・キャピタル・モデル」と呼ばれている。

「エンティティ・キャピタル・モデル」は、保険の最大の目的である「保障を全うすること＝会社の財産的基盤の充実」を目的としたものだが、この考え方を根拠に無条件に多額の金額を保険会社に留保することには問題があり、各時点での諸環境を基に、「会社の財産的基盤の充実」「社員の貢献分の還元」「公平性」のバランスを考えながら、留保する金額を決定していく必要がある。

具体的な目安としては、初期解約損を群団内でセルフ・サポートするためのコスト、ソルベンシー・マージン等を充足するためのコスト、アセット・シェア中の含み益部分に対するバッファー等が挙げられる。

ウ. 資産運用との関係

貯蓄性商品などで主に債券で資産運用を行っている場合は、金利上昇時にキャピタル・ロスが発生する。さらに保険契約が解約されれば債券の売却により実現損が発生し、結局は残存契約の負担に跳ね返ることになる。

こうした解約の影響についても、複数の金利シナリオを用いた将来法アセット・シェア的な計算で分析が可能である。例えば、貯蓄性商品において米国などで用いられているMVAを導入する場合に、MVAに使用する安全率の妥当性の検証などを行うことができる。

また、契約者への情報提供の観点からは、新契約時に解約返戻金に関する約定が必要であるが、(高い)解約返戻金水準を約定することが資産運用面でのハードルとなり、結果的に保険契約者(特に残存契約者)への不利益となる場合もある。こうした影響について、アセット・シェアによる検証を行なうことも考えられる。

なお、アセット・シェアはさまざまな仮定に基づいて計算を行うものであり、その仮定により結果が全く異なるため、アセット・シェアの計算結果を盲信することなく、常に計算結果の意味および計算過程を疑ってみることが必要である。特に以下の仮定については、計算結果に与える影響が大きいいため、目的に応じ慎重に吟味する必要がある。

- ・ 事業費の配賦方式
- ・ 脱退率
- ・ 死亡率の設定(経過年数別 等)
- ・ 利率、株価等
- ・ アセット・シェア計算の分割単位

また、実際の計算にあたっては、計算の実務負荷や計算の目的、求められる精度等を勘案して計算方法を決定するとともに、区分経理や保険計理人の実務基準等との整合性についても留意しなければならない。

【解答の作成にあたって】

- ・ ①の解約控除の理由については、解答例には記載していないが、テキストに記載されている問題点を含めて理解することが大切である。
- ・ ②については、基本的にテキストからの出題であるが、きちんと書けている解答が少なく、読み込みの不足が感じられた。

問題2.(3)

① 商品毎収益検証の目的および分析手法は以下のとおり。

ア. 目的

- ・生命保険商品および商品群のキャッシュフローの特性を知る
- ・個々の商品特性が会社全体の収益性・健全性に与える影響を検証する

イ. 分析手法

分析手法には、「決定論的手法」と「確率論的手法」の2つあるが、ここでは前者の場合の代表的な手順について述べると以下のとおりである。

a) シナリオの設定

生命保険商品の収益性・健全性に影響を与えられ考えられる金利のシナリオ、解約のシナリオおよび死亡率のシナリオなど、各種シナリオを設定する。その際、パラメータそれぞれについて予測理論の背景や信頼度が異なる場合があるので、それらを理解した上で適したアプローチ方法を採用する必要があり、パラメータの相互関係についても注意する。

b) モデルの構築

生命保険商品の特性に応じた将来のキャッシュフローを算出するモデルを構築する。その際、キャッシュフローのタイミングの考え方や、検証項目の明確化、検証目的との整合性、実務との整合性といった点に留意しながら構築する。

c) モデル・ポイントの選定

計算効率を上昇させることを目的として、モデルポイントを選定する。その際、計算効率のアップと予測精度との間のトレード・オフの関係に留意し、ヴァリデーション（検証）を随時行いながら良いモデルポイントの選択に心がける。

以上3つの手順を踏みながら、収益性・健全性に対する、(a) 感応度の分析、(b) 特殊なシナリオを使ったストレス・テスト、(c) 商品間の相互比較、を行うことである。

② 死亡率のシナリオ設定に際して留意すべき事項の主なものは以下のとおり。

「決定論的手法」の場合のシナリオ設定方法は、まずその中心となるシナリオ、即ち、最も確からしいシナリオの設定を行い、その後、発生確率的に見て重要な周辺シナリオや、発生確率自体は小さいが発生した場合にその会社の健全性や収益性に与える影響度合いが大きいと思われるシナリオなど、必要なシナリオを設定していくのが一般的である。

その際、そのパラメータの過去の動向を把握可能であれば、その傾向やバラツキといった過去の分析・評価をまず行うことが、将来のシナリオを設定する上では、大きな手助けとなる。

死亡率のシナリオ設定の場合も、こうした方法に沿って行うことができ、過去の動向についても、その会社自身のデータや生命保険業界といった様々なレベルで把握可能な場合が多いため、まずその分析から始めることになる。

死亡率の場合、過去の動向を見る限りは、大数の法則が良く働き、統計的にも安定している。従って、この傾向が将来も続くと想定できるならば、解約率や金利といった他のシナリオと比較して、確度の高い中心シナリオの設定が可能であり、周辺シナリオについても、エイズのような特殊要因をどの程度考慮するかにもよるが、その本数は限定できると考えられる。また、そのモデルが危険準備金Ⅰ（保険リスク）といった死亡に対するリスク・バッファを考慮しており、その分だけ死亡リスクに対する感応度が鈍くなるような場合には、さらに、シナリオの本数を減らすことができるかもしれない。

死亡率のシナリオを具体的に設定する際は、その会社が置かれた状況に合わせた設定が適宜必要ではあるが、一般的に留意すべき事項としては、以下のものが考えられる。

ア. ベースとなる死亡率の選択

その会社の経験値の分析結果が、統計的に安定的であると判断される場合には、その死亡率をベースとして考えれば良いが、新設会社の場合や、その商品が販売間もない場合のように、十分な保有契約・経過年数がなく、信頼できる統計値が得られない場合には、他の経験値を利用すべきである。生命保険業界の経験値、国民生命表などが、それに該当するが、この場合は、それぞれの統計的な特徴や、次に述べるような、将来収支分析を行おうとする商品の死亡率との違いなどを良く理解し勘案した上で、使用する必要がある。

イ. 選択効果

一般に、経過年数の浅い保険契約は、選択効果によって良好な死亡率を示す傾向にあるが、その会社の経験値を見ることなどによってこの選択効果が認められる場合や、反映した方が良いと判断できる場合には、定量化して死亡率に織り込むことが考えられる。

ウ. 再保険会社の情報の活用

再保険会社には、多くの保険会社の死亡率に関するデータが蓄積されている場合があり、元受会社に対するサービスとして、これらの情報が提供される場合には、シナリオ設定に活用することも考えられる。

エ. 対象商品の特性

将来収支分析の対象商品が持つ特性によって、ベースとなる死亡率とは異なる傾向を示すと判断される場合には、これらを反映して適正に設定する必要がある。特性としては例えば次のようなものが考えられる。

- ・ 査定基準の違いや査定内容（有診査、無診査等）の違い
- ・ 販売制度や販売チャネル（営業職員チャネル、ダイレクトメール等）による違い
- ・ 商品設計上の給付特性（定期性商品、貯蓄性商品、医療給付の有無等）の違い
- ・ 契約オプションの違い（更新の有無、等）

オ. 社会全体の動向

一般に、経済が不況の時は、モラルリスクが混入する可能性が高いと予想される。また、エイズ等の特別な疫病の影響などによって、死亡率が急激に悪化することも想定できる。従って、経済状況や社会環境、特殊な要因などについても、将来の動向や将来収支分析に与える影響などについても調査し、考慮すべきと判断されるものについてはシナリオ設定に反映する必要がある。

カ. 新商品への買い替えや解約・転換等による影響

例えば、優良体保険のようにリスク細分化した新しい保険が開発販売された場合には、同様の給付を行っていた既存商品の契約者のうち、そうした条件を満たす契約者の、その新商品への買い換えによって、残された既存商品の契約群団の死亡率が上昇してしまう可能性がある。また、健康に

自信がない人の方が、解約する可能性も低く、改めて医的診査が必要な転換制度を利用できないことなどから、やはり、残存契約の死亡率が悪化することも考えられる。従って、こうした影響についても考える必要がある。

【解答の作成にあたって】

本問は、保険1（生命保険）のテキスト 第10章 商品別収益検証からの出題である。①の目的、分析手法、②の留意点とも、テキスト中では箇条書きされている部分ではあるが、より具体的な内容については10章全般に渡って幅広く書かれている事項である。従って、解答に際しては、単にそうした箇条書きの書き移しではなく、テキスト全体を自分自身の中で消化した上で、所見を書くことが求められている。